

ストレス科学研究 投稿規程

2010年10月29日	作成
2012年11月5日	改定
2014年1月14日	改定
2015年4月1日	改定
2016年3月24日	改定
2021年4月1日	改定

1. 資格

投稿者はストレス科学研究を志す研究者とする。年齢、職業、専門分野等は一切問わない。

2. 著作権

本誌に掲載された論文等の著作権は全て公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター附属ストレス科学研究所（以下、本研究所）に属する。ただし、著者本人が、掲載号が発行された後に、当該論文内容を他で使用するには研究所の許諾を必要としない。なお、論文はインターネットを通じて公開されることがある。

2-2（著作物）

本規程で著作権の対象となる著作物とは、以下をいう。

1. 本誌に掲載された論文、記事（原著・資料など）。
2. 上記1の電子版。
3. 各種論文、記事に関わる音声データ、映像データ、各種映像記録資料など。

2-3（著作権の帰属）

1. 本誌に掲載が許可された個々の論文等の著作権は、原則として本研究所に帰属する。著作権の譲渡は「著作権譲渡書」の提出により行われるものとする。
2. 特別の理由により、著作権の本研究所への帰属が困難な場合には、本研究所編集委員会の議決を経て、例外措置とすることができる。

2-4（著作者の権利）

1. 本研究所が著作権を有する個々の論文等を、著作者自身がこの規程に従って利用することに対し、本研究所はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。
2. 著作者が論文等の著作物を利用しようとする場合、利用された複製物あるいは著作物中に出典を明記することとする。
3. 著作者は、本誌掲載の自身が執筆した論文等の著作物を、自ら利用することができる。ただし、本研究所が編集し、発行した著作物をそのまま複写・複製して利用することはできない。

2-5（著作権者の責任）

本誌に掲載された論文等の著作物の内容については、当該著作者が責任を負う。

3. 論文の種別

- 1) 投稿論文の種別は次の5種類とする。

(a) 原著論文

ストレス科学分野における研究論文で、問題提起とそれに対応した調査や実験などに基づく研究成果、理論的考察と結論によって構成されるものとする。長さは、原則として図表などすべてを含めて刷上り 8 頁 (14,000 字) 以内とする。

(b) 症例研究

ストレス科学分野における単一または複数の症例もしくは事例に関する研究論文で、共有する意義のある新たな知見の得られたものとする。長さは、原則として図表などすべてを含めて刷上り 4 頁 (7,000 字) 以内とする。

(c) 総説

ストレス科学分野における研究の最近の進展を総括し研究の意義と今後の課題を論じたものとする。長さは、原則として図表などすべてを含めて刷上り 8 頁 (14,000 字) 以内とする。

(d) 短報

新規性のある研究論文で、試験的な内容であったり速報性を重視することによって短くまとめられたものとする。長さは、原則として図表などすべてを含めて刷上り 4 頁 (7,000 字) 以内とする。

(e) 資料

ストレスに関連する測定尺度の作成やデータベースの構築、実験装置や解析プログラムの開発など、研究の遂行に有用な新たなツールや方法に関する報告や、内外諸研究の追試的検討をおこなったものとする。長さは、原則として図表などすべてを含めて刷上り 6 頁 (10,000 字) 以内とする。

- 2) いずれの種別においても、刷上り 2 頁分までの超過を認める。なお、超過頁分の経費は「7. 費用」の規程に従い著者負担とする。
- 3) 投稿論文は「投稿論文執筆要領」に基づき、和文または英文で記す。
- 4) いずれも投稿時点において、他の刊行物において未公表であること、及び刊行物へ未投稿であることを要する。

4. 倫理面の配慮

倫理的に配慮すべき事項のある研究について、所属機関の倫理委員会等の承認を経なければならない。また、その場合には本文中にその旨を掲載しなければならない。

5. 査読

査読については別に定める査読規程により、公正かつ適切に行われるものとする。

6. 投稿

- 1) 論文等は別に定める執筆要領に則り、作成しなければならない。執筆要領から著しく乖離した様式の内稿については、投稿を受け付けない場合がある。
- 2) 投稿者は下記の電子ファイルを E メールに添付し提出する。
 - (a) 添付票
 - (b) 原稿本文 (引用文献リストを含む)
 - (c) 図・表・写真と別紙に記入したそれぞれの標題と説明文

【提出先】

公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター ストレス科学研究編集委員会

ssr@phrf.jp

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1 丁目 1 番 7 号

TEL:03-5287-5070 FAX:03-5287-5072

* 提出するファイルの容量が大きく、送信できない場合は、提出先までその旨を問い合わせること。

7. 費用

- 1) 投稿料は、投稿者が学生の場合には 5,500 円（税込）、その他の場合には 11,000 円（税込）とし、投稿者は投稿後に本研究所から発行される請求書の内容に従い投稿料を支払う。投稿者が投稿を取り下げた場合や、査読の結果論文が不採用となった場合、投稿料は返金しないものとする。
- 2) 投稿論文の採用が決定した際の掲載料は、投稿者が学生の場合には 11,000 円（税込）、その他の場合には 22,000 円（税込）とし、投稿者は採用決定後に本研究所から発行される請求書の内容に従い掲載料を支払う。掲載料が納付されない場合には、当該論文を掲載しない。
- 3) 規定された頁数を超過した場合の費用は、刷上り 1 頁超過につき 3,300 円（税込）とする。
- 4) アート紙の使用およびカラー画像の掲載に要する費用は、著者負担とする。
- 5) 校正の段階で万一著しい訂正が生じた場合の費用は著者負担とする。
- 6) 別刷りは最少発行部数を 50 部とし、発行費用は著者負担とする。

以 上